

一般廃棄物収集運搬業の許可申請に関する
手引き

雲南市・飯南町事務組合

目次

I 一般廃棄物収集運搬業許可の概要

1 一般廃物とは	1
2 許可の種類	1
3 一般廃棄物収集運搬業の許可基準	2
4 処理施設利用者の遵守事項	2
5 搬入先施設	2
6 産業廃棄物の種類と事業系一般廃棄物の分類表	3. 4

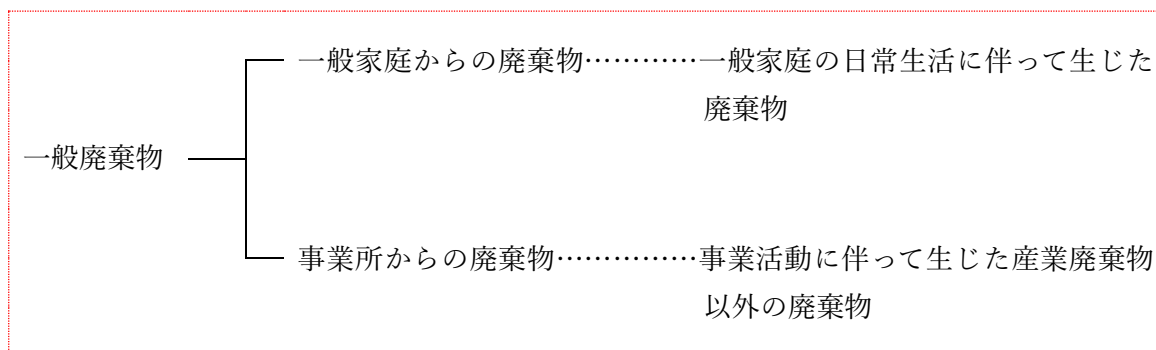
II 一般廃棄物収集運搬業の許可申請

1 許可申請の流れ	5
2 許可期間	6
3 許可申請手数料	6
4 申請書提出先	6
5 検査の実地	6
6 許可の取り消し	6
7 申請に必要な申請書類及び添付書類（新規・更新別）	7
8 申請に必要な申請書類及び添付書類チェックリスト	8

I 一般廃棄物収集運搬業許可の概要

1 一般廃棄物とは

家庭から排出される廃棄物と、事業活動に伴って発生するごみのうち産業廃棄物以外のごみ（事務所、商店などから排出される紙ごみ、飲食店から排出される生ごみなど）をいう。



産業廃棄物……………事業活動に伴って生じた廃棄物であって、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の6種類とその他政令で定めるゴムくず、金属くず、ガラスくず等の14種類の計20種類の廃棄物

2 許可の種類

一般廃棄物処理業の許可は、次の2種類であり、それぞれについて許可が必要となります。

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可（法第7条第1項）

業の許可区域

（雲南市・飯南町共通）▷雲南市・飯南町事務組合へ申請

(2) 一般廃棄物処分業許可（法第7条第6項）

業の許可区域

（雲南市）▷雲南市役所へ申請

（飯南町）▷飯南町役場本庁舎へ申請

一般廃棄物収集運搬業については、次のように分類されます。

- (1) 収集運搬（積み替え又は保管を除く）
- (2) 収集運搬（積み替え又は保管を含む）
- (3) 運搬（積卸しに限る）

3 一般廃棄物収集運搬業の許可基準

一般廃棄物収集運搬業の許可は、次の許可基準に適合することが条件となります。
法の規定に基づく基準（法第7条第5項及び第10項）

- (1) 雲南市・飯南町による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- (2) その申請の内容が雲南市・飯南町事務組合一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- (3) 申請者が失格要件に該当しないこと。
- (4) その事業の用に供する施設の及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして省令第2条の2で定める基準に適合するものであること。

4 処理施設利用者の遵守事項

処理施設を利用するものは、次に事項を遵守しなければならない。

- (1) 組合が指定した分別区分により分別の徹底しなければならない。
- (2) 処理施設内における車両の通行速度は、毎時20キロメートル以内とする。
- (3) 利用者に際しては、常に搬入場所及びその周辺の清潔を保たなければならない。
- (4) 許可時間以外に処理施設内に入出入りしてはならない。
- (5) 立ち入り禁止区域内には、立ち入ってはならない。
- (6) みだりに機械器具に触れてはならない。
- (7) 処理施設内においては、係員の指示に従わなければならない。

5 搬入先施設

- (1) 雲南市管内（加茂町・木次町・大東町・三刀屋町）から排出されるもの
可燃ごみ▷雲南エネルギーセンター【雲南市加茂町三代 1331-1】
不燃ごみ▷リサイクルプラザ【雲南市木次町里方 1369-39】
- (2) 雲南市管内（掛合町・吉田町）・飯南町管内から排出されるもの
可燃・不燃ごみ▷いいしクリーンセンター【飯石郡飯南町都加賀 698-1】

6 産業廃棄物の種類と事業系一般廃棄物の分類表

区 分	対象となるものの例	主な排出事業所	一廃	産廃
紙くず	包装材、段ボール、壁紙等	建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)		○
	パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍等	パルプ・紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、製本業等		○
	雑誌、新聞紙、事業用印刷紙、カタログ、梱包紙、段ボール等	会社事務所、スーパー、飲食店等	○	
木くず	型枠、足場材、建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材等	建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)		○
	残材、チップ、おがくず等	製材業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業等		○
	木製机、テーブル、椅子、梱包材、板きれ、看板等	会社事務所、飲食店、看板店等	○	
		物品賃貸業に係る廃木製品		○
	木製電柱、木製電線ドラム等	電気工事業		○
	測量杭、測量ポール	測量業	○	
	街路樹剪定木、庭木剪定木	造園業、園芸サービス業	○	
	河川・道路管理等に伴う流木、木ぎれ	国・県・市等管理者	○	
	間伐材	育林業	○	
	木製とプラの椅子等一体物	全事業所		○
木製バレット(バレットに固定された木製の構築物を含む)	全事業所		○	
繊維くず	廃ウエス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)		○
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	糸業、紡績業等		○
	繊維くず	繊維製品製造業	○	
	布製の衣類、布団、座布団等	百貨店、スーパー、寝具店等	○	
動植物性残さ(生ごみ)	魚・獣の骨、内臓のあら、野菜くず、酒かす、麺くず、ハムくず、パンくず等	食料品製造業、パン・菓子製造業、めん類製造業、精穀、製粉業、豆腐製造業		○
		卸売市場、飲食店、スーパー、精肉店、小売店、ホテル等	○	
	賞味期限切れの製品くず	同上	○	
動物性固形不要物	家畜の解体等により生ずる骨等の残さ	と畜場、食鳥処理場		○
	食肉の骨等の残さ	精肉店、飲食店、ホテル	○	
動物のふん尿	牛、馬、豚、鳥、うさぎ等及び毛皮獣等のふん尿	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		○
	ペット、動物園等のふん尿	ペットショップ、犬猫病院、動物園等	○	
動物の死体	牛、馬、豚、鳥、うさぎ等及び毛皮獣等の死体	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		○
	ペット、動物園等の死体	ペットショップ、犬猫病院、動物園等	○	

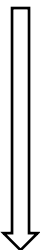
区 分	対象となるものの例	主な排出事業所	一廃	産廃
燃えがら	木炭、重油、石炭がらなどの燃焼物の焼却灰、炉清掃排出物(すす)等	全事業所(浴場、焼肉店、事務所等)		○
	産業廃棄物の木くずやカンナくず等を焼却した際の燃えがら、灰	建設業、製材業、木製品製造業等		○
	紙くずを焼却した際の燃えがら、灰	全事業所	○	
汚泥	工場排水処理や各種製造工程で生ずる泥状物、道路溝等の泥状物	全事業所(工場、飲食店、旅館等)		○
廃油	エンジン油などの鉱物性油、天ぷら油などの動植物性油、溶剤等	全事業所(ガソリンスタンド、飲食店、塗装業等)		○
廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液等	全事業所		○
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物を含むもので、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、発泡包装材、発泡トレイ等	全事業所		○
	飲食店等で客に提供したプラ容器、業務用のペットボトル等	飲食店、スーパー、百貨店、パチンコ店等		○
	従業員等の個人消費に伴って生ずる弁当がら等のプラ製容器包装、プラ製品、ビニール袋、発泡包装材、発泡トレイ、ペットボトル等	会社事務所等	○	
ゴムくず	天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋、天然ゴム製器具等	全事業所		○
金属くず	鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボルト、金属なべ、金属缶等	全事業所		○
	従業員等の個人消費に伴って生ずる飲料缶等の金属容器、金属製品等	会社事務所等	○	
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード等	全事業所		○
	従業員等の個人消費に伴って生ずるガラスビン	会社事務所等	○	
鉱さい	高炉、転炉等の残さい、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等	高炉による製鉄業、製鋼・製鋼圧延業等		○
がれき類	工作物の除去に伴い生じるものでコンクリートの破片、レンガの破片等	全事業所		○
ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの	ばい煙発生施設		○
輸入廃棄物	輸入された廃棄物	全事業所		○
	航空機内にある航空機乗組員その他の者の日常生活に伴って生じたごみ、入国する者の外国における日常生活に伴って生じたごみ	外国航路航空機乗組員、外国旅行者等	○	
産業廃棄物を処分するために処分したもので、以上の廃棄物に該当しないもの	汚泥のコンクリート固化物等	廃棄物処理施設等		○

II 一般廃棄物収集運搬業の許可申請

1 許可申請の流れ

① 新規申請の場合

新規申請



- ・ お近くの事業所（II 4 申告書提出先参照）へ一般廃棄物収集運搬業の許可申請書及び誓約書並びに添付書類を添え許可申請を提出する。
- ・ 申請手数料はII 3のとおりです。
- ・ 必要な添付書類の詳細はII 7に掲載しています。

書類審査



- ・ 書類が整っているか審査します。届け出書類に不備や不足があった場合は、別途、書類の追加や差替えが必要となります。

許可

- ・ I 3の許可基準に適合し、書類に不備がなければ許可証を交付し、納付書と共に郵送します。
- ・ 許可期限満了の許可証については、速やかに返還してください。

② 許可更新の場合

- ・ 一連の流れは、新規申請の場合と同じです。
- ・ 許可の更新通知は基本いたしませんので許可更新申請は、許可期間満了前15日までに手続きを行ってください。この期間に申請がない場合は、更新が遅れることがあります。

③ 許可内容変更の場合

- ・ 許可後、申請内容に変更が生じた場合、速やかに変更届（許可申請書様式 p6）を用いて変更内容書類を提出すること。

④ 再交付の場合

- ・ 許可書を亡失又はき損したときは、直ちに一般廃棄物収集運搬業の許可証再交付申請書に必要事項を記載し再交付手数料とともに提出する。

⑤ 休業・解約の場合

- ・ 一般廃棄物収集運搬業委託の休業又は解約届出書の提出と許可証を返却する。
1週間以上休業する場合は5日前まで。解約の場合は30日前まで。

2 許可期間

一般廃棄物収集運搬業許可の有効期間は2年間で、その後は、許可の更新を受けなければ期間の経過により許可が失効する。

3 許可申請手数料

許可（許可証の再交付を含む。）を受けようとするものは、申告の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

種類	区分	一般廃棄物収集運搬業
新規許可		10,000円
許可更新		10,000円
再交付		2,000円

4 申請書提出先

- ・ 雲南市・飯南町事務組合 掛合事務所
〒690-2701 雲南市掛合町掛合 1261-3
TEL 0854-62-9550 FAX 0854-62-9551
- ・ 雲南エネルギーセンター
〒699-1122 雲南市加茂町三代 1331-1
TEL 0854-49-6332 FAX 0854-49-7946
- ・ いいしクリーンセンター
〒690-3203 飯石郡飯南町都加賀 698-1
TEL 0854-72-9217 FAX 0854-72-9218

5 検査の実地

法令、条例又は規則に違反しているか否かを確認するため、許可業者の業務に対して検査を行う場合があります。

6 許可の取り消し

法令、条例又は規則で定める事項に違反したときは、許可の取り消し又は期限を定めて事業の全部若しくは一部の停止を書面にて命ずる場合があります。

7 申請に必要な申請書類及び添付書類（新規・更新別）

提出書類	備考	法人		個人	
		新規	更新	新規	更新
一般廃棄物収集運搬業許可申請書	条例施行規則様式第1号(第6条関係)	◎	◎	◎	◎
誓約書	条例施行規則様式第5号(第14条関係)	◎	◎	◎	◎
1 事業計画の概要及び作業計画を記載した書類	添付書類様式	◎	◎	◎	◎
2 事業所平面図、施設付近の見取り図	添付書類様式	◎	○	◎	○
3 積み替え又は保管施設平面図、施設付近の見取り図、概要及び写真	添付書類様式	◎	○	◎	○
4 履歴事項全部証明書	申請日前3ヶ月以内の原本	◎	◎	-	-
賃貸借契約書の写し	賃貸借契約書の写し	◎	◎	◎	◎
5 定款又は寄付行為	原本証明をしたもの	◎	○	-	-
6 住民票の写し	本籍が記載したもの	-	-	◎	◎
7 宣誓書	添付書類様式	◎	◎	◎	◎
8 役員名簿	添付書類様式	◎	◎	◎	◎
従業員名簿	添付書類様式	◎	◎	◎	◎
業務経歴	添付書類様式	◎	◎	◎	◎
9 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法	添付書類様式	◎	-	◎	-
10 貸借対照表、損益計算書	直前2年	◎	-	-	-
法人税納税証明書	直前2年滞納がない証明	◎	-	-	-
11 資産に関する調書	添付書類様式	-	-	◎	-
所得税納税証明書又は確定申告書の写し	直前2年滞納がない証明	-	-	◎	-
12 使用車両一覧	添付書類様式	◎	◎	◎	◎
車両の写真	添付書類様式	◎	◎	◎	◎
車検証の写し	申請日現在で車検期間有効なもの	◎	◎	◎	◎
車両の使用権を証する書類 (申告者と申告車両の使用者又は名称が異なる場合のみ)	添付書類様式	◎	◎	◎	◎

◎必要 ○変更がない場合は省略 -不要

8 申請に必要な申請書類及び添付書類チェックリスト

書 類 名		チェック欄
一般廃棄物収集運搬業許可申請書		
誓 約 書		
1	事業計画の概要及び作業計画を記載した書類	
2	事業所平面図、施設付近の見取り図	
3	積み替え又は保管施設平面図、施設付近の見取り図、概要及び写真	
4	履歴事項全部証明書	
	賃貸借契約書の写し	
5	定款又は寄付行為	
6	住民票の写し	
7	宣誓書	
8	役員名簿	
	従業員名簿	
	業務経歴	
9	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法	
10	貸借対照表、損益計算書	
	法人税納税証明書	
11	資産に関する調書	
	所得税納税証明書又は確定申告書の写し	
12	使用車両一覧	
	車両の写真	
	車検証の写し	
	車両の使用権を証する書類 (申告者と申告車両の使用者又は名称が異なる場合のみ)	

◎許可後、申請内容に変更が生じた場合、速やかに変更届より内容書類を提出すること。